

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分県玖珠郡九重町大字右田3364番地

氏 名 八鹿酒造株式会社 代表取締役 麻生益直
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0973-76-2888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	八鹿酒造 株式会社
事業場の所在地	大分県玖珠郡九重町大字右田3364番地
計画期間	平成28年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	酒類製造業
② 事業の規模	売上1,638百万円
③ 従業員数	80人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃酸	植物性残渣	汚泥	がれき類	廃プラ	ガラス屑
	排 出 量	1474.3t	24.91t	2.48t	5.92t	1.4t	15.78t
	（これまでに実施した取組） 廃酸については焼酎製造時の酒化率を上げ、原料を低減し生産が出来るよう研究及び設備の見直しを検討しながら進めている。 社内ではゴミの分別を強化し、低減に繋がっている。 植物性残渣は令和5年9月から特産部門廃止に伴い、仕掛貯蔵品の廃棄に伴う関係で増量しています。 廃プラスチック類・がれき類・ガラス屑は設備の老朽化と場内清掃活動に伴い廃棄した。製造時により継続的に発生するものではない。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃酸	植物性残渣	汚泥	がれき類	廃プラ	ガラス屑
	排 出 量	1474.3t	20t	2.48t	0t	1.4t	10t
	（今後実施する予定の取組） 上記内容を継続して実施する。 また、製造数量が増加しても、現在の排出している量と原料比が大きく超えないように抑制をする。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の分類ごとに容器等で分別が出来ている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状でうまく行えている為、今後も継続し分別の徹底を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

白ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃酸	植物性 残渣	汚泥	がれき類	廃プラ	ガラス屑
	全 処 理 委 託 量	1474.3t	24.91t	2.48t	5.92t	1.4t	15.78t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1474.3t	20t	2.48t	0t	1.4t	10t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) 現状の再生利用率を維持する。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制（産業廃棄物に関する管理組織等）

責任者		職・氏名：製造部
担当者		食品安全チーム：10名 産業廃棄物担当者：1名
役割	食品安全チーム	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する 事務局：食品安全チーム 委員長：食品安全委員長 委員：食品安全メンバー
	廃棄物責任者 (食品安全委員長)	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認 ○監督官庁への各種報告
	廃棄物処理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項
廃棄物管理組織 <pre> graph TD A[食品安全 委員長] --> B[食品安全チーム] A --> C[製造部] C --> D[生産部] C --> E[商品管理部] D --> F[精製課 (廃棄物担当者)] </pre>		

図1 清酒製造フローシート

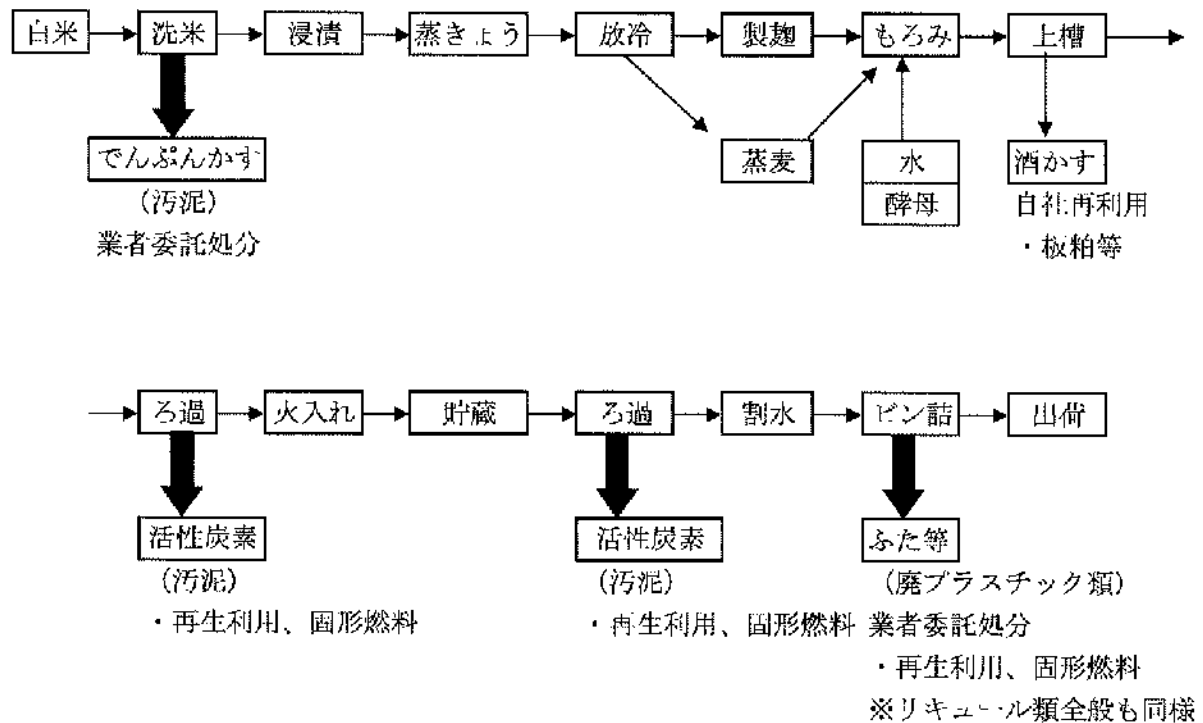
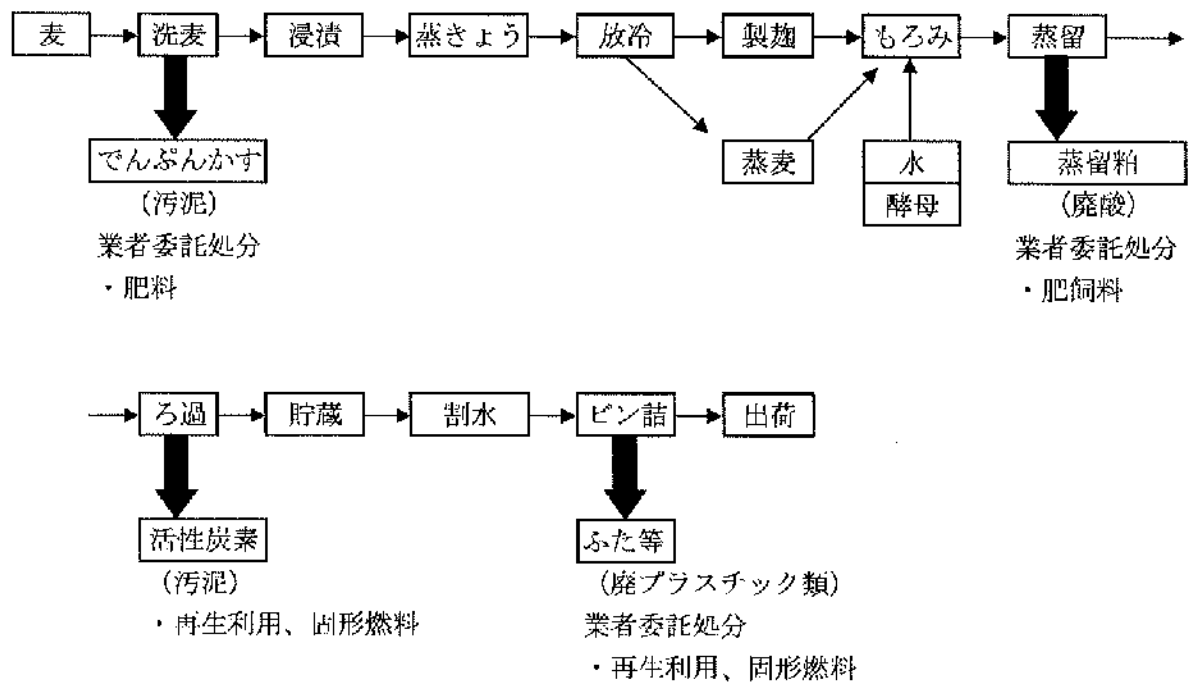
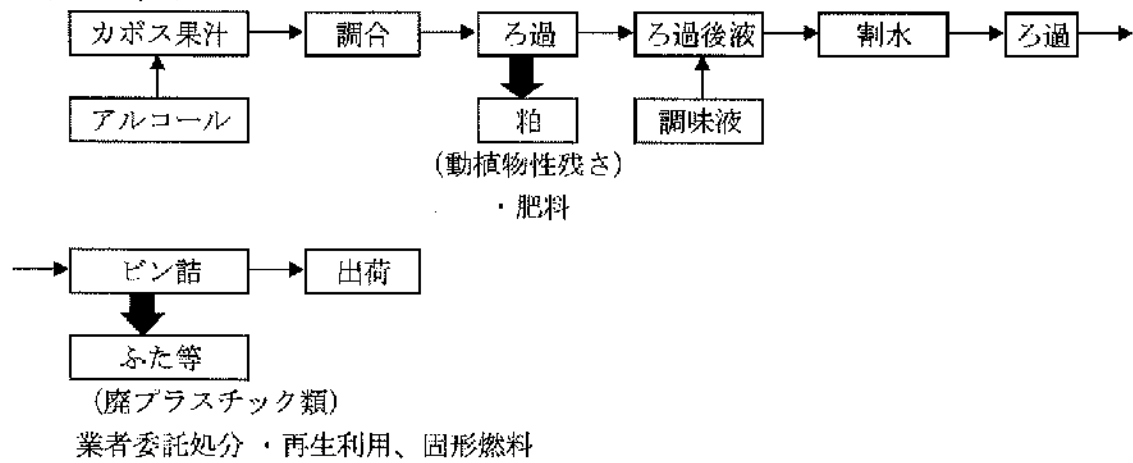


図2 焼酎製造フローシート

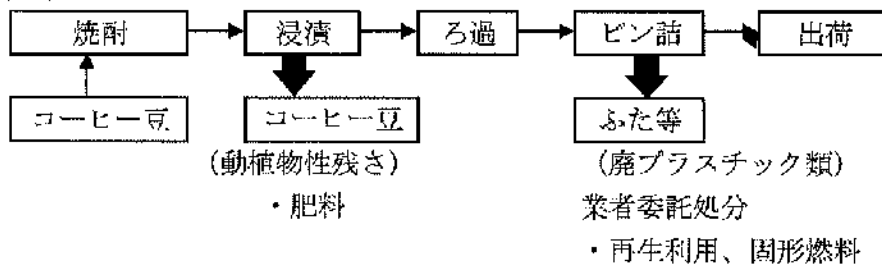


産業廃棄物の一連の処理の工程 ii

図3 リキュール製造フローシート
《カボスリキュール》



《珈琲リキュール》



《ゆずリキュール》

